

# 香川県報



第 52 号

平成 15 年

7 月 4 日（金曜日）

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川国際交流会館規則の一部を改正する規則

（国 際 課）

一

### 告 示

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環 境 管 理 課）

二

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定（三件）

（健 康 福 祉 総 務 課）

三

○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（二件）

（ ” ” ）

四

○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定（二件）

（ ” ” ）

四

○生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定（二件）

（ ” ” ）

五

○介護保険法の規定による事業所の名称又は所在地の変更の届出

（長 寿 社 会 対 策 課）

八

○介護保険法の規定による事業の廃止の届出

（ ” ” ）

一〇

○介護保険法の規定による指定の辞退の届出

（道 路 保 全 課）

一〇

○道路の供用開始（二件）

（建 築 課）

一一

○道路の位置指定（三件）

（ ” ” ）

一一

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

（都 市 計 画 課）

一一

○開発行為に関する工事（公共施設）の完了

（ ” ” ）

一一

○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

（ ” ” ）

一一

選挙管理委員会告示

## 規 則

- 平成八年香川県選挙管理委員会告示第五十号の一部訂正 一三
- 平成九年香川県選挙管理委員会告示第二十七号の一部訂正 一三
- 平成十年香川県選挙管理委員会告示第八十九号の一部訂正 一四
- 平成十一年香川県選挙管理委員会告示第四十八号の一部訂正 一四

### 監査委員公表

○監査結果に基づく措置の公表 一五

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第七十八号

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則

香川国際交流会館規則（平成七年香川県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の香川国際交流会館利用許可申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日以後に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

一 本県における国際交流の促進に寄与すると認められる事業の実施を目的として利用しようとする場合 利用しようとする日（二日以上継続して利用しようとする場合は、その初日とする。以下同じ。）の六月前の日

二 前号に掲げる場合以外の場合 利用しようとする日の三月前の日

第五条第二項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に改める。

第七条第二号中「第四条第二項各号」を「第四条第三項各号」に改め、同条第四号中「

第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（第九〇四四号）

告 示

●香川県告示第三百七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
坂出市府中町5379番地  
香川県醤油醸造協同組合  
理事長 鎌田正隆
- (2) 事業場の所在地及び名称  
坂出市府中町5379番地  
香川県醤油醸造協同組合
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	しょう油製造業の用に供するろ過施設		
能 力	60Kℓ／日 1基		
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後6月	
等	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間			
排出される汚水等	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.5～7.5	6.0～8.0

の汚染状態	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	500
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,000
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	300	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	200	400
	りん含有量 (mg/ℓ)	12	36
排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	0.5	0.6	
その他参考となるべき事項	機械洗浄時の洗浄汚水が排出される。		

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排水処理施設				
能 力	35m <sup>3</sup> ／日				
汚 水 等 の 処 理 方 式	標準活性汚泥法				
	工事着手予定年月日	既設			
期	工事完成予定年月日	既設			
等	使用開始予定年月日	既設			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間					
連続24時間					
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.0～7.0	5.0～7.0	7.0	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	200	250	40	60
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	400	500	50	70
浮遊物質質量 (mg/ℓ)	950	1,000	50	70	
窒素含有量 (mg/ℓ)	200	500	30	60	

りん含有量 (mg/ℓ)	30	60	2	6
大腸菌群数 (個/cm <sup>2</sup> )	—	—	2,000	3,000
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	30	35	30	35

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第1排水口		
		通常	最大	最大
水素イオン濃度		5.8~8.6		5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		25		45
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		30		50
浮遊物質質量 (mg/ℓ)		20		37
窒素含有量 (mg/ℓ)		30		60
りん含有量 (mg/ℓ)		2		6
大腸菌群数 (個/cm <sup>2</sup> )		2,000		3,000
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		190		270

第2排水口 (間接冷却水を6月から8月において、通常80m<sup>3</sup>/日、最大120m<sup>3</sup>/日排出する。)

第3排水口及び第4排水口 (雨水専用)

(備考) 今回申請のあったセライトろ過施設と、既設膜ろ過施設とを併用するが、同日に2台の併用運転は行わないため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 総覧の期間及び場所

(1) 期間

平成15年7月4日から  
平成15年7月25日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
坂出市環境経済部環境交通課

●香川県告示第三百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年七月四日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	開設者	所在地
平成一五、五、一	村上医院	村上 恭一郎	三豊郡詫間町詫間五四八番地
平成一五、五、一六	ぬまはら皮膚科	沼原 利彦	三豊郡豊中町大字比地大字政本二六二一番地
平成一五、五、一	医療法人社団 逍遙会おぎさこどもクリニック	医療法人社団 逍遙会	観音寺市柞田町甲八八〇番地二
平成一五、四、一六	ひもりの里診療所	大山 美穂	さぬき市鴨庄四四八一番地二
平成一五、五、一	医療法人社団 みとし会クニタクリニック	医療法人社団 みとし会	観音寺市柞田町甲一八八番地一
平成一五、五、一	つばさクリニック	常包 修	坂出市川津町二四九五番地一

●香川県告示第三百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年七月四日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	平成一五、五、一〇	名 称	ほほえみ薬局	開設者	株式会社神原薬局	所 在 地	仲多度郡多度津町寿町二―三七
指定年月日	平成一五、四、一	名 称	快生堂くにした調剤薬局	開設者	株式会社快生堂	所 在 地	観音寺市柞田町甲六〇六一―一
指定年月日	平成一五、五、一	名 称	有限会社アポハウスひいらぎ調剤薬局	開設者	有限会社アポハウス	所 在 地	三豊郡豊中町大字比地大字政本二六二二―一
指定年月日	平成一五、五、一	名 称	スター薬局四條店	開設者	有限会社スター調剤薬局	所 在 地	仲多度郡満濃町大字四条七八四番地五

●香川県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	平成一五、六、二	名 称	宇多津浜クリニック	開設者	猪尾 昌之	所 在 地	綾歌郡宇多津町浜五番丁六六一―一
-------	----------	-----	-----------	-----	-------	-------	------------------

●香川県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	平成一五、四、三〇	名 称	村上医院	開設者	村上 節	所 在 地	三豊郡詫間町詫間五四八八番地
-------	-----------	-----	------	-----	------	-------	----------------

指定年月日	平成一五、四、三〇	事業所（施設）の名称及び所在地	おぎきこどもクリニック	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	尾崎 貴視	サービスの種類	観音寺市柞田町甲八八〇番地二
指定年月日	平成一五、四、三〇	事業所（施設）の名称及び所在地	クニタクリニック	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	大西 敏行	サービスの種類	観音寺市柞田町甲一八八八番地一
指定年月日	平成一五、四、三〇	事業所（施設）の名称及び所在地	つばさクリニック	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	常包 修	サービスの種類	坂出市京町一丁目二―七小林ビル二階

●香川県告示第三百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	平成一五、三、三一	名 称	多田羅医院	開設者	多田羅 正直	所 在 地	坂出市元町一丁目六一―二〇
-------	-----------	-----	-------	-----	--------	-------	---------------

●香川県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	平成一五、六、一	事業所（施設）の名称及び所在地	有限会社介護支援サービスセンター御徳	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	有限会社介護支援サービスセンター御徳	サービスの種類	訪問介護
指定年月日	平成一五、四、一	事業所（施設）の名称及び所在地	有限会社介護支援サービスセンター御徳	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	有限会社フェム・	サービスの種類	居宅療養管理指導

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一五、五、一	丸亀市今津町七二六―九	ネット 丸亀市米屋町九番地四	居宅療養管理指導
平成一五、四、一九	社会福祉法人尽誠福祉会特別養護老人ホーム謙之丞の丘 三豊郡財田町財田上―一―二―一	社会福祉法人尽誠福祉会 三豊郡財田町財田上―一―二―一	介護老人福祉施設
平成一五、五、一五	株式会社コムスン東讃みきケアセンター 木田郡三木町田中字柳原九六一―一	株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目八番五号和幸ビル	訪問入浴介護
平成一五、五、一五	華の杜居宅介護支援事業所 観音寺市植田町八七四番地	特定非営利活動法人松美会 観音寺市植田町八七四番地	居宅介護支援事業
平成一五、五、一五	華の杜デイサービスセンター 観音寺市植田町八七四番地	特定非営利活動法人松美会 観音寺市植田町八七四番地	通所介護

●香川県告示第三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年七月四日

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、三、一	医療法人社団ふじた医療訪問看護ステーション 善通寺市上吉田町四丁目五番一号	医療法人社団ふじた医療 善通寺市上吉田町四丁目五番一号	訪問看護

●香川県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一五、一、二〇	宮本 治彦	丸亀市前塩屋町二丁目二一―一六	宮本接骨院	丸亀市前塩屋町二丁目二一―一六
平成一五、四、一七	山口 教一	丸亀市郡家町二八八	山口接骨院	丸亀市西平山町二〇

●香川県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一五、五、一	富岡 利仁	木田郡庵治町六三三八 九一八三	富岡接骨院	木田郡庵治町六三三八 九一八三

●香川県告示第三百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、指

定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七一一 九〇〇二八	(変更前) 介護支援サービスセン ター大川荘 さぬき市大川町富田西 一三五番地一 (変更後)	有限会社介護支援サー ビスセンター大川荘 代表取締役 木村明美 さぬき市大川町富田西 一三五番地一	平成十五年 三月一日	訪問介護 訪問看護
三七七二七 〇〇二二二	(変更前) 社会福祉法人豊浜町社 会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字和田 浜一五四番地一 (変更後) 社会福祉法人豊浜町社 会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字姫浜 一二六〇番地一	社会福祉法人豊浜町社 会福祉協議会 会長 高原晴美 三豊郡豊浜町大字和田 浜一五四番地一	平成十五年 二月十日	訪問介護 居宅介護 支援
三七七一四 〇〇二六八	(変更前) 居宅介護支援事業所悠 悠香南 高松市新北町二七番二 〇号 (変更後) 居宅介護支援事業所悠 悠香南 香川郡香南町西庄一八 二番地一	悠悠有限公司 代表取締役 阿河良 香川郡香南町西庄一八 二番地一	平成十五年 二月五日	居宅介護 支援
三七七〇一 〇一〇一六	(変更前) 株式会社トーカー介護 サービス課 高松市鶴市町二〇三六 一〇 (変更後) 株式会社トーカー訪問 入浴サービス高松営業 所 高松市鶴市町二〇三六 一〇	株式会社トーカー 代表取締役 河野猛 高松市鶴市町二〇二五 一三	〃	訪問入浴 介護
三七七〇一 〇〇七七八	(変更前) ヴィヴァンケアセンタ ー 高松市木太町三八三六 番地七 (変更後) ヴィヴァンケアセンタ ー 高松市木太町二区一五 六六一一	有限会社バード 代表取締役 三宅文恵 高松市木太町三八三六 番地七	平成十五年 四月一日	訪問介護 居宅介護 支援
三七七〇四 〇〇二〇二	(変更前) ヘルパーステーション ほがらか 普通寺市上吉田町六丁 目八一―九 (変更後) ヘルパーステーション ほがらか 普通寺市上吉田町五丁 目一―二三	香川医療生活協同組合 理事長 梶義照 高松市栗林町一丁目三 ―二四	〃	訪問介護
三七七〇五	(変更前)	社会福祉法人観音寺市	〃	訪問介護

〇〇〇一九	社会福祉法人観音寺市 社会福祉協議会 観音寺市観音寺町甲三 四一番地の二 (変更後) 社会福祉法人観音寺市 社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目 一番六号	社会福祉協議会 会長 白川晴司 観音寺市坂本町一丁目 一番六号	訪問入浴 介護 福祉用具 貸与 居宅介護 支援
三七七一 〇〇二四九	(変更前) 大川老人ホーム老人介 護支援センター さぬき市大川町田面三 六〇番地 (変更後) さざんか荘老人介護支 援センター さぬき市大川町田面三 六〇番地	大川広域行政組合 管理者 中條弘矩 さぬき市津田町津田九 三〇番地の二	居宅介護 支援
三七七一 〇〇二五六	(変更前) 大川老人ホーム老人デ ィサービスセンター さぬき市大川町田面三 六〇番地 (変更後) さざんか荘老人デイサ ービスセンター さぬき市大川町田面三 六〇番地	大川広域行政組合 管理者 中條弘矩 さぬき市津田町津田九 三〇番地の二	通所介護
三七七一 〇〇二六四	(変更前) 大川老人ホーム特別養 護老人ホーム さぬき市大川町田面三 六〇番地 (変更後) さざんか荘特別養護老	大川広域行政組合 管理者 中條弘矩 さぬき市津田町津田九 三〇番地の二	短期入所 生活介護
三七七一 〇〇三二八	(変更前) 医療法人一真会ケアア プランセンターまごころ 五二六番地一 (変更後) 医療法人社団一真会ケ アプランセンターまご ころ 木田郡三木町大字井戸 五二六番地一	医療法人社団一真会 理事長 川人幹也 木田郡三木町大字井戸 五二六番地一	居宅介護 支援
三七七一 〇〇三一〇	(変更前) 医療法人一真会デイサ ービスセンターまごこ ろ 木田郡三木町大字井戸 五二六番地一 (変更後) 医療法人社団一真会デ ィサービスセンターま ごころ 木田郡三木町大字井戸 五二六番地一	医療法人社団一真会 理事長 川人幹也 木田郡三木町大字井戸 五二六番地一	通所介護
三七七一 〇〇五六〇	(変更前) 居宅介護支援事業所ク レールみどり 仲多度郡琴平町苗田字 中森四〇二番地一 (変更後) クレールみどり老人介 護支援センター 仲多度郡琴平町苗田字 中森四〇二番地一	社会福祉法人慶生会 理事長 大西洋一 三豊郡山本町大字辻二 二一〇番地	”

三七七〇一 〇〇三六〇	(変更前) 高瀬町老人デイサービスセンター「のぞみ荘」 三豊郡高瀬町大字新名字松下八〇一番地 (変更後) 高瀬町老人デイサービスセンター「のぞみ荘」 三豊郡高瀬町大字比地中二九八六番地二	社会福祉法人高瀬町社 会福祉協議会 会長 前川和昭 三豊郡高瀬町下勝間二 四四九番地一	平成十五年 四月五日	通所介護
三七七〇一 〇二一四七	(変更前) 株式会社スズキ自販香川福祉車輛部 高松市鬼無町山口七〇三番地の一 (変更後) 株式会社スズキ自販香川福祉車輛部 高松市檀紙町一二二五番地一	株式会社スズキ自販香川 代表取締役 玉井昭芳 高松市檀紙町一二二五番地一	平成十五年 五月一日	福祉用具 貸与
三七七一五 〇〇五九六	(変更前) ナイス・サポート「らく楽」 綾歌郡宇多津町浜二番 丁一一一八 (変更後) ナイス・サポート「らく楽」 丸亀市城東町二丁目一番一六号	株式会社ミンク 代表取締役 斎藤志保 丸亀市城東町二丁目一番一六号	平成十五年 五月二日	訪問介護
三七七〇一 〇一八〇〇	(変更前) サポートケアこころ 高松市寺井町一三三五 一〇ハーモネイト寺	サポートケアこころ有 限会社 代表取締役 白井明美 香川郡香川町大字大野	平成十五年 五月十日	〃

三七七〇一 〇二二三〇	(変更前) ハッピーライフ愛高松市上天神町六五八 一二 (変更後) ハッピーライフ愛高松市円座町一三〇〇 一二	株式会社ハッピーライフ愛 代表取締役 赤澤浩子 高松市円座町一〇〇一 番地	平成十五年 五月十四日	〃
三七七〇六 〇〇〇三三	(変更前) さぬき市社会福祉協議会 会志度支所 さぬき市鴨庄四四八一番地二 (変更後) さぬき市社会福祉協議会 会日盛の里 さぬき市鴨庄四四八一番地二	社会福祉法人さぬき市 社会福祉協議会 会長 十川昭五 さぬき市長尾東八八八 番地五	平成十五年 五月二十四日	通所介護
三七七〇一 〇〇五七〇	(変更前) まごころ情報館ハート ショップ高松店 高松市栗林町一丁目一 一八 (変更後) まごころ情報館ハート ショップ高松店 高松市勅使町七六一番 地一	株式会社アステイス 代表取締役 神原博 愛媛県新居浜市多喜浜 字東浜六七番地一七三	平成十五年 五月二十六日	福祉用具 貸与

●香川県告示第三百八十七号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条及び第八十二条の規定により、指



定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十五年七月四日

香川県知事 真鍋武紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七一〇六 一〇二七四	医療法人社団陶山医院 さぬき市大川町田面七 一 番地一	医療法人社団陶山医院 理事長 陶山玄三 さぬき市大川町田面七 一 番地一	平成十五年 一月三十一 日	通所リハ ビリテー ション 居宅介護 支援
三七六一一 九〇〇二八	介護支援サービスセン ター大川荘 さぬき市大川町富田西 一三五番地一	有限会社介護支援サー ビスセンター大川荘 代表取締役 木村明美 さぬき市大川町富田西 一三五番地一	平成十五年 二月二十八 日	訪問入浴 介護
三七七〇三 〇〇四七七	株式会社ウィック福祉 用具貸与事業部 坂出市府中町四八九〇 番地	株式会社ウィック 代表取締役 菊川恵津 子 坂出市府中町四九八二 番地	〃	福祉用具 貸与
三七七〇一 〇〇二〇八	有限会社コスモブレ イ ン 高松市木太町一七七五 番地一〇号	有限会社コスモブレ イ ン 代表取締役 宮前奈緒 美 高松市木太町一七七五 番地一〇号	平成十五年 三月十一日	〃
三七六一三 九〇〇一六	訪問看護ステーション みき 木田郡三木町氷上一 二番地一	香川医療生活協同組合 理事長 梶義照 高松市栗林町一丁目三 一―二四	平成十五年 三月三十一 日	訪問介護

三七七〇一 〇〇三八〇	株式会社エイジェンス 香川県訪問介護サービ スセンター 高松市今里町二丁目一 六―一	株式会社エイジェンス 代表取締役 大江祐人 木田郡三木町大字池戸 一九九番地	〃	福祉用具 貸与
三七七〇一 〇〇二二四	高松平和病院在宅ケア 室 高松市栗林町一丁目四 一―	香川医療生活協同組合 理事長 梶義照 高松市栗林町一丁目三 一―二四	〃	居宅介護 支援
三七七一一 〇〇二二四	社会福祉法人引田町社 会福祉協議会 大川郡引田町引田九九 一 番地	社会福祉法人引田町社 会福祉協議会 会長 安倍正典 大川郡引田町引田九九 一 番地	〃	訪問介護 通所介護 福祉用具 貸与 居宅介護 支援
三七七一一 〇〇一三二	大内町社会福祉協議会 大川郡大内町三本松一 二九五番地一五	社会福祉法人大内町社 会福祉協議会 会長 中條弘矩 大川郡大内町三本松一 二九五番地一五	〃	訪問介護 訪問入浴 介護 居宅介護 支援
三七七一一 〇〇二〇七	社会福祉法人白鳥町社 会福祉協議会 大川郡白鳥町湊一八〇 九番地	社会福祉法人白鳥町社 会福祉協議会 会長 久野耕市 大川郡白鳥町湊一八〇 九番地	〃	訪問介護 福祉用具 貸与 居宅介護 支援
三七七一一 〇〇一四九	医療法人圭良会居宅介 護支援事業所いこいの 森 仲多度郡琴平町一六七	医療法人圭良会 理事長 森伊津子 仲多度郡琴平町一六七	〃	居宅介護 支援
三七七一一 〇〇六九一	三豊綿業株式会社 三豊郡豊浜町大字箕浦 甲二四六三番地一	三豊綿業株式会社 代表取締役 横内臣裕 三豊郡豊浜町大字箕浦 甲二四六三番地一	〃	福祉用具 貸与

三七七〇三 〇〇一九六	四国日立家電株式会社 坂出市林田町四二八五 番地一四三	四国日立家電株式会社 取締役社長 井上紀夫 坂出市林田町四二八五 番地一四三	平成十五年 四月三十日	〃
三七七一 〇〇六二九	通所介護あすか 東かがわ市川東八八番 地	株式会社アイ・ディー ・エム 代表取締役 阪本幸子 高松市桜町一丁目三六 一番地四	〃	通所介護
三七一一三 一〇五五一	医療法人社団讃陽堂松 原病院 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	医療法人社団讃陽堂 理事長 松原奎一 木田郡三木町大字池戸 二二六二番地	平成十五年 五月三十一 日	居宅介護 支援
三七七〇六 〇〇〇一七	さぬき市社会福祉協議 会津田支所 さぬき市津田町鶴羽二 二番地二	社会福祉法人さぬき市 社会福祉協議会 会長 十川昭五 さぬき市長尾東八八八 番地五	〃	福祉用具 貸与 居宅介護 支援
三七七〇六 〇〇〇二五	さぬき市社会福祉協議 会大川支所 さぬき市大川町富田中 二一九七番地一	社会福祉法人さぬき市 社会福祉協議会 会長 十川昭五 さぬき市長尾東八八八 番地五	〃	訪問介護 居宅介護 支援
三七七〇六 〇〇〇四一	さぬき市社会福祉協議 会寒川支所 さぬき市寒川町石田東 甲九三一	社会福祉法人さぬき市 社会福祉協議会 会長 十川昭五 さぬき市長尾東八八八 番地五	〃	福祉用具 貸与 居宅介護 支援
三七七一一 〇〇六六七	橋本病院老人デイケア 三豊郡山本町大字財田 西九〇二番地一	医療法人社団和風会 三豊郡山本町大字財田 西九〇二番地一	〃	通所介護

●香川県告示第三百八十八号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、指定介護療養型医

療施設から指定の辞退について次のとおり届出があった。  
平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の氏名及び住所	辞退年月日	サービスの種類
三七一〇二 一〇四〇	宮野病院 丸亀市中府町四丁目一 三番二八号	宮野 恭匡 丸亀市中府町四丁目一 三番二八号	平成十五年 三月一日	介護療養 施設サー ビス
三七一〇一 一四一九四	マオカ病院 高松市瓦町一丁目一二 番地	満岡 文弘 高松市瓦町一丁目一二 番地	平成十五年 三月三十一 日	〃

●香川県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年七月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路 線 名 善通寺綾歌線(二十二号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾歌町栗熊東字北池下四九二番一 地 先から 綾歌郡綾歌町栗熊東字北池下四八一番一 地 先まで	一三・〇 )	一一〇	平成十年香 川県告示第 四百二十九 号で変更し た区域のう ちの残り部 分

四 供用開始の期日 平成十五年七月四日

●香川県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年七月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 西白方善通寺線（二百十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字山階字大藪一二五三番一から	四・二	二九三	平成十四年香川県告示第五百八十七号で変更した区域
仲多度郡多度津町大字山階字大藪一二〇五番一まで	二八・四		

四 供用開始の期日 平成十五年七月四日

●香川県告示第三百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 長土指道 第七号
- 二 指定年月日 平成十五年六月二十日
- 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字西ツフロ木二五六二一一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七六メートル

延長 三九・四六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第三百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 長土指道 第八号
- 二 指定年月日 平成十五年六月二十日
- 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字西ツフロ木二五六二一一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七六メートル

延長 三八・五二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第三百九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 長土指道 第九号
- 二 指定年月日 平成十五年六月二十三日
- 三 指定道路の位置 さぬき市長尾東字島ノ子九五二一一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・五〇メートル

延長 三一・一四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県告示第四百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市霞町八三番地一

岩井土地開発株式会社 代表取締役 岩井朝良

●香川県公告第四百四十九号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員六・〇〇メートル、延長五九・六五メートル)

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

道路(有効幅員五・〇〇メートル、延長一五・二八メートル)

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

2 排水施設

自由勾配側溝(寸法三〇〇ミリメートル×六七〇×七七一〇ミリメートル、延長八・一四メートル)

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

排水管(直径三〇〇ミリメートル、延長四六・三〇メートル)

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

排水管(直径三〇〇ミリメートル、延長〇・三〇メートル)

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長六六・四〇メートル)

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

排水敷地(面積四・六二平方メートル)

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

3 公園

公園(面積一〇六・九四平方メートル)

普通寺市金蔵寺町字下所五五〇―一の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市霞町八三番地一

岩井土地開発株式会社 代表取締役 岩井朝良

●香川県公告第四百五十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称

仁尾町加嶺土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十二年九月五日から平成十六年三月三十一日まで

三 施行地区

三豊郡仁尾町大字仁尾字北草木の一部

四 事務所所在地

三豊郡仁尾町大字仁尾丁二九六番地一

五 設立認可の年月日

平成十二年九月五日

六 変更認可の年月日

平成十五年七月四日

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党香川県第三選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成八年香川県選挙管理委員会告示第五十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十五年七月四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

政党の支部の部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち1及び2中

1. 収入総額	25,707,024円	
本年収入額	25,707,024円	を
2. 支出総額	10,875,828円	
1. 収入総額	30,761,204円	
本年収入額	30,761,204円	に改め
2. 支出総額	15,930,008円	

同部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち4中

「寄 附	13,000,000円	
個 人 分	13,000,000円	を
「寄 附	18,054,180円	
個 人 分	13,000,000円	に
法人その他の団体分	5,054,180円	
「合 計	25,707,024円	を
「合 計	30,761,204円	に改め

同部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち5中

「政治活動費	8,600,000円	
寄附・交付金	8,600,000円	を
合 計	10,875,828円	
「政治活動費	13,654,180円	
寄附・交付金	8,600,000円	

その他の総費 5,054,180円 に改め

合 計 15,930,008円

同部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち6中

「神 内 良 一	10,000,000円	東京都港区
「神 内 良 一	10,000,000円	東京都港区

（法人その他の団体分） に改める。

加 藤 汽 船（株） 5,054,180円 兵庫県神戸市

●香川県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党香川県第三選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成九年香川県選挙管理委員会告示第二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十五年七月四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

政党の支部の部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち1及び2中

1. 収入総額	67,701,816円	
前年繰越額	14,831,196円	
本年収入額	52,870,620円	を
2. 支出総額	65,392,383円	
1. 収入総額	72,842,076円	
前年繰越額	14,831,196円	
本年収入額	58,010,880円	に改め
2. 支出総額	70,532,643円	

同部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち4中

「寄 附	28,850,000円	を
「寄 附	33,990,260円	に
「法人その他の団体分	11,100,000円	を
「法人その他の団体分	16,240,260円	に

「合計」	52,870,620円	を	本年収入額	35,335,548円	
「合計」	58,010,880円	に改め	2. 支出総額	31,072,206円	
同部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち5中			同部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち4中		
「政治活動費」	54,069,049円	を	「寄 附」	12,970,000円	を
「政治活動費」	59,209,309円	に	「寄 附」	18,211,060円	に
「寄附・交付金」	43,108,078円	を	「法人その他の団体分」	1,500,000円	を
「合計」	65,392,383円	に改め	「法人その他の団体分」	6,741,060円	に
「寄附・交付金」	43,108,078円		「合計」	30,094,488円	を
「その他の経費」	5,140,260円	に改め	「合計」	35,335,548円	に改め
「合計」	70,532,643円		同部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち6中		
同部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち6中			「政治活動費」	10,717,080円	を
「学校法人花園学園」	100,000円	を	「政治活動費」	15,958,140円	に
「学校法人花園学園」	100,000円	に改め	「寄附・交付金」	1,979,000円	を
加藤 汽船(株)	5,140,260円		「合計」	25,831,146円	
兵庫県神戸市			「寄附・交付金」	1,979,000円	
兵庫県神戸市			「その他の経費」	5,241,060円	に改め
兵庫県神戸市			「合計」	31,072,206円	
●香川県選挙管理委員会告示第五十六号			同部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち6中		
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団			「大光開発(株)」	1,000,000円	大阪府寝屋川市
体の収支に関する報告書について、自由民主党香川県第三選挙区支部から訂正の報告があ			「大光開発(株)」	1,000,000円	大阪府寝屋川市
ったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十年香川県選挙管理委員会告示第八			加藤汽船(株)	5,241,060円	兵庫県神戸市
十九号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部を					に改め
次のとおり訂正する。					
平成十五年七月四日					
香川県選挙管理委員会委員長	大 林 一 友		●香川県選挙管理委員会告示第五十七号		
政治党の支部の部自由民主党香川県第三選挙区支部のうち1及び2中			政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団		
「1. 収入総額」	32,403,921円		体の収支に関する報告書について、自由民主党香川県第三選挙区支部から訂正の報告があ		
前年繰越額	2,309,433円	を	ったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十一年香川県選挙管理委員会告示第		
本年収入額	30,094,488円		四十八号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部		
2. 支出総額	25,831,146円		を次のとおり訂正する。		
「1. 収入総額」	37,644,981円		平成十五年七月四日		
前年繰越額	2,309,433円	に改め	香川県選挙管理委員会委員長	大 林 一 友	

政 策 の 支 部 の 部 自 由 民 主 党 香 川 県 第 三 選 挙 区 支 部 の う ち 一 及 び 中

「1. 収入総額	54,268,636円
前年繰越額	6,572,775円
本年収入額	47,695,861円
2. 支出総額	47,579,252円
1. 収入総額	54,886,876円
前年繰越額	6,572,775円
本年収入額	48,314,101円
2. 支出総額	48,197,492円
「寄附	20,000,000円
個人分	3,000,000円
「寄附	20,618,240円
個人分	3,000,000円
法人その他の団体分	618,240円
「合計	47,695,861円
「合計	48,314,101円
「政治活動費	19,562,243円
「政治活動費	20,180,483円
「寄附・交付金	3,634,000円
合計	47,579,252円
「寄附・交付金	3,634,000円
その他の経費	618,240円
合計	48,197,492円
「神内良一	2,000,000円
「神内良一	2,000,000円
（法人その他の団体分）	

加 藤 汽 船 (株) 618,240円 兵庫県神戸市

監査委員公表

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年7月4日

香川県監査委員 鎌田守 恭

同 名和基 延

同 石川稠 治

同 広瀬員 義

1 監査対象年度 平成13年度  
2 措置の状況

団体名	監査の結果	措置の状況
学校法人尽誠学園	私立高等学校授業料軽減補助金の交付額に算定誤りがあり、返還を要するものが見受けられた。	平成14年10月11日付けで県補助金の交付決定の一部取消しを行い、補助金の返還を請求した。これに対し、学校法人尽誠学園からは、平成14年10月25日付けで、請求額全額が県に納付された。
財団法人香川県国際交流協会	県からの収納事務の払込日が払込期限より遅延しているものが見受けられた。	財団法人香川県国際交流協会に対して契約内容の遵守を求めた。
財団法人香川県ボランティア基金	収支計算書等の財務書類の一部に誤りが見受けられた。	今後は、適正な財務書類の作成に努める。
財団法人香川県生活衛生営業指導センター	公益法人会計基準に基づき、予算書及び収支計算書については、	総括表、正味財産増減計算書を平成14年度分から作成することとした。

<p>一</p>	<p>一般会計と特別会計を合わせた総括表を、また、正味財産については、増減計算書を作成する必要はある。</p>	<p>業務用にリース契約によって使用していたパーソナルコンピュータ10台について、同契約の期間満了後も返還を要しないとの内諾のもとに使用を継続しているが、物品の受入手続及び台帳記載がなされていない。</p>	<p>平成14年11月29日に所要の手続を行った。</p>
<p>社会福祉法人 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター事業団</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>旅費の支給事務や小口現金の管理については、規程整備も含め、現状に即した取扱いとなるよう検討された。</p>	<p>小口現金の管理については、経理規程に基づき適正に処理することとし、旅費の支給事務については、自家用車利用などに関する旅費規程の改正を行うよう職員組合との協議を含め事務手続を行っている。</p>
<p>財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>会計規程が公益法人会計基準に沿っていない。</p>	<p>平成15年3月26日の平成14年度第2回理事会において規程改正を行い、平成15年4月1日から施行した。</p>
<p>財団法人かがわ水と緑の財団</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>契約事務について、当財団の会計処理要綱に定める取扱い方法と異なる次のような事例が見受けられた。 (1) 物品の購入について、2以上の業者から見積書を徴していない事例 (2) 30万円以上の支出について、予定価格</p>	<p>物品購入などの契約事務については、監査以降、当財団会計処理要綱等に基づいて、適正に処理している。</p>

<p>財団法人香川県建設技術センター</p>	<p>検討指示事項</p>	<p>コンクリート圧縮強度試験検査の依頼手続については、規程整備を含め現状に即した取扱いとなるよう検討すること。</p>	<p>指示のとおり現状に即した手数料規程の改正を行い、平成14年12月1日から施行した。</p>
<p>財団法人香川県下水道公社</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>会議参加負担金に旅費相当分(宿泊代等)が含まれていたため、支給した旅費の一部について、戻入を要するものが見受けられた。</p>	<p>会議参加負担金に含まれていた宿泊代等(2名 各14,067円)については、10月16日、22日にそれぞれ返納済である。</p>

平成十五年七月四日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

